

3 新規制定、改正及び廃止する条例並びに規定する内容

(1) 教育長に関する規定の整備

新教育長については、常勤の特別職となるため、現行の「明石市教育長の給与等に関する条例」を廃止し、同条例に定めている勤務時間その他の勤務条件、給与等の取り扱いについて、それぞれ、改めて条例に規定します。

規定する内容	現教育長	新教育長
勤務時間その他の勤務条件	(廃止) ・明石市教育長の給与等に関する条例(議案第73号)	(新規制定) ・明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例(議案第72号)
旅費		(改正) ・明石市職員の旅費に関する条例(議案第74号)
給与 (給料、期末手当及び退職手当)		(改正) ・明石市特別職の職員の給与に関する条例(議案第74号) ・明石市職員退職手当条例(議案第74号)

(2) 教育委員会委員長に関する規定の整備

教育委員会委員長の職が廃止されたことから、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」における教育委員会委員長の報酬に関する規定を削除します。(議案第74号)

4 施行期日等

(1) 施行期日 公布の日。

(2) 経過措置

この条例の施行の際に、現に在職する教育長が、引き続き、現行制度における教育長として在職する間は、従前の規定を適用します。

Q&A

Q 1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長として失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q 2 常勤の教育長が教育委員会会議の主事者となりますが、レイマコンロールの考え方は変わらぬのですか？

今回の改正においては、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会が多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマコンロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q 3 新制度では、いじめによる自殺事案等にごどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q 4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるのが期待されています。

なお、会議において調整がつかない事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q 5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関する事項についてのみ協議するのですか？ また、大綱には、首長の権限に関する事項についての記載はありますか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関する事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関する事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がつかない事項については尊重義務が生じます。

Q 6 大綱は、毎年策定するのですか？ 地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体に於いて、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるとあり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

(概要)



教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①
教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT②
総合教育会議

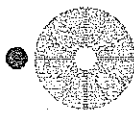
すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT③
教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT④
大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定



文部科学省

巻末 12

市の概要について (県下29市)

団体名	人口 (127.1.1)		正規 職員数 (927.4.1)		市民 1人当 職員数		議員 定数 (927.4.1)		市民 1人当 議員数		市民 1人当 人件費		議会費		市民 1人当 議会費		經常収 支 比率		実質 公債等 比率		財政力 指数	
	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	金額	順位	金額	順位	比率	順位	比率	順位	指数
神戸市	1	1,537,237	1	14,619	1	0.00951	18	69	1	0.000045	29	76	20	2,118,582	1	1.4	1	96.3	24	8.7	11	0.78
姫路市	2	534,665	2	3,816	2	0.00714	24	47	2	0.000088	27	60	10	1,053,791	2	2.0	4	83.7	3	6.4	4	0.852
西宮市	3	493,132	3	3,644	3	0.00754	23	41	4	0.000085	28	67	15	905,285	3	1.9	3	94.3	20	5.5	2	0.862
尼崎市	4	465,236	4	3,196	4	0.00687	25	42	3	0.000090	26	58	5	844,909	4	1.8	2	96.2	23	13.5	23	0.814
明石市	5	297,547	5	1,982	7	0.00666	27	30	6	0.000101	25	59	7	587,763	5	2.0	4	93.9	19	4.3	1	0.76
加古川市	6	270,589	6	1,643	8	0.00607	29	31	5	0.000115	23	57	3	544,681	6	2.0	4	99.3	28	5.9	3	0.864
宝塚市	7	234,000	7	2,025	6	0.00865	20	26	8	0.000111	24	61	12	488,321	8	2.1	7	96.3	24	6.5	5	0.862
伊丹市	8	201,912	8	2,062	5	0.01021	11	28	7	0.000139	22	57	3	523,727	7	2.6	8	94.6	21	9.4	13	0.829
川西市	9	160,539	9	1,261	9	0.00785	22	26	8	0.000162	21	59	7	467,040	9	2.9	9	96.4	26	11.9	18	0.74
三田市	10	114,628	10	1,146	10	0.01000	12	22	11	0.000192	20	62	14	349,500	12	3.0	10	95.8	22	9.2	12	0.829
芦屋市	11	97,068	11	1,014	12	0.01045	8	21	13	0.000216	18	74	18	400,492	10	4.1	18	91.7	16	9.9	15	0.919
高砂市	12	93,769	12	1,038	11	0.01107	7	21	13	0.000224	17	67	15	354,159	11	3.8	16	86.4	8	10.8	17	0.9
豊岡市	13	85,749	13	879	14	0.01025	10	24	10	0.000280	15	92	28	281,748	13	3.3	13	88.8	11	13.9	25	0.389
三木市	14	79,763	14	518	20	0.00649	28	16	23	0.000201	19	61	12	237,863	15	3.0	10	89.7	13	6.7	6	0.694
たつの市	15	79,323	15	670	16	0.00845	21	22	11	0.000277	16	55	2	272,868	14	3.4	14	86.2	7	14.0	26	0.585
丹波市	16	67,540	16	652	19	0.00965	16	20	15	0.000296	14	74	18	217,764	17	3.2	12	83	1	8.4	9	0.437
赤穂市	17	49,944	17	944	13	0.01890	1	18	16	0.000360	11	77	21	207,111	19	4.1	18	89.2	12	9.8	14	0.718
南あわじ市	18	49,847	18	486	21	0.00975	15	18	16	0.000361	10	77	21	229,997	16	4.6	25	87.1	9	13.6	24	0.42
小野市	19	49,707	19	336	26	0.00676	26	16	23	0.000322	13	59	7	175,534	28	3.5	15	86	6	7.6	8	0.684
洲本市	20	46,524	20	456	22	0.00980	14	18	16	0.000387	8	84	25	210,592	18	4.5	23	93.2	18	12.6	19	0.46
淡路市	21	46,386	21	447	24	0.00964	17	18	16	0.000388	7	79	24	197,149	21	4.3	20	88.6	10	19.7	28	0.343
加西市	22	45,842	22	655	18	0.01429	4	15	28	0.000327	12	58	5	176,413	26	3.8	16	89.9	14	10.7	16	0.62
篠山市	23	43,364	23	445	25	0.01026	9	18	16	0.000415	5	79	23	199,154	20	4.6	25	101.2	29	21.2	29	0.407
西脇市	24	42,881	24	687	15	0.01602	3	16	23	0.000373	9	50	1	188,561	22	4.4	21	91.9	17	8.4	9	0.48
赤粟市	25	40,743	25	662	17	0.01625	2	18	16	0.000442	4	85	26	182,112	24	4.5	23	90.5	15	14.6	27	0.361
加東市	26	39,814	26	455	23	0.01143	6	16	23	0.000402	6	60	10	175,986	27	4.4	21	83.3	2	6.7	6	0.75
朝来市	27	32,274	27	322	27	0.00998	13	18	16	0.000558	2	90	27	176,455	25	5.5	27	84.9	5	13.0	20	0.44
相生市	28	30,660	28	268	29	0.00874	19	14	29	0.000457	3	69	17	186,746	23	6.1	28	97.4	27	13.0	20	0.556
養父市	29	25,566	29	294	28	0.01150	5	16	23	0.000326	1	95	29	158,826	29	6.2	29	83.9	4	13.1	22	0.251

平成26年度普通会計決算状況(千円) 財政指標(H26)

市の概要について (特例39市)

団体名	平成28年度普通選挙決算状況 (千円)										財政指標 (H25)													
	人口 (est. L1)		正規職員数 (est. L1)		市民1人当り職員数		職員定数 (est. L1)		市民1人当り職員数		市民1人当り職員数		市民1人当り職員数		市民1人当り職員数		市民1人当り職員数							
	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数				
川口市	589,205	1	4,215	1	0.00715	31	42	1	0.000071	39	28,053,396	1	48	8	922,227	1	1.6	1	95	29	7.6	24	0.945	12
一宮市	386,538	2	3,603	2	0.00932	10	38	2	0.000098	37	16,263,796	11	42	1	621,952	8	1.6	1	88.7	10	4.2	11	0.82	22
吹田市	362,899	3	2,470	9	0.00681	32	36	3	0.000099	36	21,654,144	2	60	23	710,255	3	2.0	9	96.4	32	-1.1	2	0.97	5
所沢市	343,083	4	2,092	18	0.00610	35	33	9	0.000096	38	16,852,598	10	49	9	877,914	6	2.0	9	94.5	27	2.4	6	0.953	10
四日市市	312,753	5	2,766	4	0.00884	18	34	5	0.000109	29	15,915,490	13	51	10	690,599	4	2.2	20	88.9	11	11.3	31	0.986	4
春日井市	310,858	6	2,635	5	0.00849	23	32	12	0.000103	33	14,010,366	22	45	5	485,620	26	1.6	1	94.7	28	7.6	24	0.96	7
明石市	297,547	7	1,982	23	0.00666	35	30	21	0.000101	35	17,659,071	6	59	20	587,768	14	2.0	9	93.9	24	4.3	12	0.76	25
長岡市	278,923	8	2,513	8	0.00901	14	34	5	0.000122	21	19,447,033	4	70	37	575,841	16	2.1	17	91.6	19	12.0	33	0.62	33
茨木市	278,741	9	1,682	35	0.00603	38	30	21	0.000108	31	12,864,691	27	47	6	578,818	15	2.1	17	89.7	14	-2.1	1	0.956	14
加古川市	270,589	10	1,643	36	0.00607	37	31	19	0.000115	26	15,548,600	14	57	15	544,681	19	2.0	9	99.3	38	5.9	16	0.864	18
水戸市	270,540	11	2,011	21	0.00743	30	28	27	0.000103	38	16,859,559	9	62	27	552,365	18	2.0	9	88.3	8	9.7	29	0.83	21
八尾市	269,068	12	2,334	13	0.00867	20	28	27	0.000104	32	16,231,543	12	50	23	537,853	20	2.0	9	95.8	39	7.0	21	0.73	27
福井市	266,358	13	2,352	12	0.00883	19	32	12	0.000120	22	17,717,515	5	67	33	687,470	5	2.6	34	92.6	21	12.0	33	0.84	20
佐世保市	260,110	14	3,204	3	0.01232	1	33	9	0.000127	16	17,899,542	7	67	33	596,286	13	2.3	27	89.3	12	9.7	29	0.51	39
富士市	257,697	15	2,537	6	0.00864	6	32	12	0.000124	19	13,918,165	23	54	11	563,465	17	2.2	20	80.5	1	3.8	10	0.99	2
平塚市	257,535	16	2,370	10	0.00920	13	28	27	0.000109	29	14,817,000	17	58	17	597,863	12	2.3	27	93.6	23	2.8	5	0.968	6
山形市	249,611	17	2,307	14	0.00924	12	33	9	0.000132	18	13,776,893	24	55	13	736,794	2	3.0	38	97.8	6	8.9	28	0.73	27
松本市	241,680	18	1,979	24	0.00819	24	31	19	0.000128	15	15,043,012	16	62	27	480,145	27	2.0	9	83.2	4	6.4	17	0.715	29
茅ヶ崎市	240,663	19	2,062	19	0.00857	22	28	27	0.000116	24	13,172,385	25	55	13	432,766	35	1.8	6	98.4	36	0.4	3	0.934	15
寝屋川市	240,653	20	1,145	39	0.00476	39	27	37	0.000112	27	10,461,710	37	43	4	519,991	22	2.2	20	93.1	22	2.9	8	0.65889	30
草加市	240,440	21	1,895	28	0.00788	26	28	27	0.000116	24	10,127,923	38	42	1	413,620	37	1.7	4	89.6	13	4.3	12	0.89	16
春日部市	237,723	22	1,848	31	0.00777	28	30	21	0.000126	18	11,101,730	36	47	6	430,891	36	1.8	6	92.5	20	7.6	24	0.77	24
八戸市	237,550	23	2,203	15	0.00927	11	32	12	0.000135	11	9,971,284	39	42	1	663,660	7	2.8	37	97.8	35	13.2	36	0.94	31
佐賀市	235,903	24	1,814	32	0.00769	29	36	3	0.000153	5	14,065,627	20	60	23	599,049	10	2.5	32	88.2	7	4.3	12	0.64	31
真市	234,513	25	2,093	17	0.00892	16	34	5	0.000145	7	19,492,251	3	83	38	604,213	9	2.6	34	96.7	33	12.2	35	0.61	35
宝塚市	234,000	26	2,025	20	0.00865	21	26	38	0.000111	28	14,170,666	19	61	26	488,321	25	2.1	17	96.3	30	6.5	18	0.862	19
大和市	233,556	27	1,891	29	0.00810	25	28	27	0.000120	22	12,547,472	29	54	11	397,313	39	1.7	4	94.4	26	2.0	4	0.984	9
厚木市	225,342	28	2,001	22	0.00888	17	28	27	0.000124	19	14,221,736	18	83	30	451,991	31	2.0	9	94.2	25	2.5	7	1.076	1
太田市	222,130	29	1,506	37	0.00678	34	30	21	0.000135	11	12,862,596	28	58	17	495,743	24	2.2	20	80.9	2	7.5	23	0.94	13
つくば市	220,622	30	1,734	34	0.00786	27	28	27	0.000127	16	15,259,459	15	69	36	491,453	38	1.8	6	91.1	16	7.0	21	0.99	2
伊勢崎市	211,107	31	2,628	7	0.01197	2	30	21	0.000142	9	13,025,733	26	62	27	469,733	29	2.2	20	97.6	34	6.8	19	0.815	23
松江市	205,725	32	2,965	11	0.01150	3	34	5	0.000166	3	14,064,682	21	68	35	524,309	21	2.5	32	90.3	15	15.6	39	0.563	37
沼津市	202,612	33	1,940	26	0.00657	9	28	27	0.000138	10	11,633,328	34	57	15	474,636	28	2.3	27	82.8	3	5.7	15	0.96	7
熊谷市	201,650	34	1,373	38	0.00681	32	30	21	0.000149	6	11,866,554	32	59	20	465,081	30	2.3	27	88.4	9	3.4	9	0.882	17
上越市	200,179	35	1,939	27	0.00669	7	32	12	0.000160	4	16,942,065	8	85	39	445,063	34	2.2	20	91.1	16	14.5	38	0.612	34
岸和田市	200,148	36	1,979	24	0.00969	5	26	36	0.000130	14	11,828,597	33	59	20	447,490	32	2.2	20	99.1	37	13.9	37	0.563	36
小田原市	195,853	37	2,179	16	0.01115	4	28	27	0.000143	8	12,297,360	30	63	30	445,840	33	2.3	27	96.8	30	6.9	20	0.952	11
鳥取市	192,954	38	1,865	30	0.00961	8	32	12	0.000166	1	12,150,801	31	63	30	514,572	23	2.7	36	86	5	11.3	31	0.514	38
甲府市	192,601	39	1,735	33	0.00901	14	32	12	0.000166	1	11,138,438	35	58	17	598,575	11	3.1	39	91.3	18	8.6	27	0.758	26

市の概要について（中核45市）

団体名	人口 (027.1.1)		正規 職員数 (027.4.1)		市民 1人当 職員数		職員 定数 (027.4.1)		市民 1人当 職員数		平成26年度普通会計決算状況(千円)				財政指標(H26)										
	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人数	順位	人件費	市民 1人当 人件費	議会費	市民 1人当 議会費	経常収支 比率	順位	実質 公債費 比率	順位	財政力 指数	順位					
久留米市	305,549	41	1,650	46	0.00540	45	38	21	0.000124	2	14,485,622	44	47	3	674,206	34	2.2	2.2	39	94.6	38	2.5	6	0.63	38
明石市	297,547	42	1,982	45	0.00666	36	30	45	0.000101	15	17,659,071	39	59	28	587,763	44	2.0	2.0	25	93.9	32	4.3	8	0.76	28
青森市	295,898	43	2,521	38	0.00852	13	35	38	0.000118	5	13,178,000	45	45	2	719,680	26	2.4	2.4	45	91.1	23	13.8	44	0.531	44
盛岡市	295,170	44	2,268	41	0.00768	20	38	21	0.000129	1	15,849,628	42	54	16	688,396	32	2.3	2.3	42	93.2	27	13.1	40	0.69	34
下関市	275,242	45	2,724	32	0.00990	3	34	39	0.000124	2	21,169,133	27	77	46	610,700	43	2.2	2.2	39	96.2	41	10.8	36	0.538	43
函館市	271,479	46	3,384	13	0.01247	1	30	45	0.000111	9	17,860,975	38	66	39	500,655	46	1.8	1.8	8	86.5	5	7.9	30	0.455	46

[用語説明]

○経常収支比率

地方税、地方交付税などの経常一般財源収入に対して、人件費・扶助費・公債費などの経常的経費がどの程度の割合で充当されているかを示す、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標をいいます。

この数値が低いほど経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいことになり、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることになります。

○実質公債費比率

毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合をいいます。この比率が18%を超えると、市債の発行に際し兵庫県の許可が必要となります。また、25%を超えると、地方財政健全化法に基づき、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組みることになります。

○財政力指数

地方交付税法の規定により算出した、基準財政収入額に対する基準財政需要額の過去3ヶ年の平均値です。1を超えると交付税の不交付団体となり、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。1以下であっても、1に近いほどいわゆる留保財源が大きく、財源に余裕があることとなります。